



平成18年 5月12日

各 位

会社名 東急建設株式会社
代表者名 取締役社長 山田 豊彦
(コード番号 1720 東証第1部)
問合せ先 執行役員経営企画室長 堀江 俊一
(TEL. 03-5466-5020)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更について」を本年6月27日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

【変更案1】平成18年6月27日開催予定の定時株主総会における承認可決を条件として変更となるもの

- (1) 今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条の事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 株主様の便宜を図るため、当社の单元未満株式を保有される株主様がその保有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となるべき数の株式を売り渡す旨の請求ができるよう、変更案1第10条(单元未満株式の買増し)を新設するものであります。
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)(以下「整備法」という。)が施行されたことに伴い、以下のとおり変更するものであります。

新たに定款に定めを置くことが必要とされる事項について、変更案1第4条(機関)および株券を発行する旨の変更案1第6条第2項を新設するものであります。

当社の单元未満株式を保有する株主様が行使することのできる権利を明確にするため、変更案1第9条(单元未満株式についての権利)を新設するものであります。

株主総会の招集に際し、株主様の利便性を向上させるため、インターネットを利用した方法による株主総会参考書類等の提供ができるよう、変更案1第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

議決権の不統一行使を行う際の通知方法を明確にするため、変更案1第19条(議決権の不統一行使)を新設するものであります。

取締役会の機動的な運営を図るため、その決議について書面等による承認が行えるよう、変更案1第25条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

会計監査人が会社の機関とされましたことから、選任方法、任期および報酬等に関する規定として、変更案1第6章「会計監査人」を新設するものであります。

その他、条文の加除、用語および引用条文等について所要の変更を行うものであります。

(4) 上記の変更のほか、現行定款の全般について条文の加除による条数、その他字句を修正し表現方法の明確化を行うものであります。

【変更案2】平成18年6月27日開催予定の定時株主総会に付議する「資本減少について」および「株式併合について」の承認可決と、その効力発生(平成18年8月4日予定)を条件として変更となるもの

(1) 変更案1第6条および第8条につき、株式併合に伴う発行可能株式総数の減少と単元株式数の変更を行うものであります。

(2) 次期以降の普通株式への配当および資本政策を円滑に遂行するため、平成18年10月1日をもって、当社のA種優先株式およびB種優先株式の全株式を取得いたしたく、変更案1第12条の2第5項および第12条の3第3項につき所要の変更を行うものであります。

(3) 上記(1)(2)の定款変更の効力発生日を規定する附則を新設するものであります。

【変更案3】平成18年6月27日開催予定の定時株主総会に付議する「資本減少について」の承認可決と、優先株式の取得条件を充たした後、取締役会決議を経て優先株式の全株式の消却の効力発生(平成18年10月1日予定)を条件として変更となるもの

(1) 変更案2の優先株式に関する規定を削除するものであります。

(2) 上記(1)の定款変更の効力発生日を規定する附則を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月27日(火曜日)

以 上

(別 紙)

【変更案1】平成18年6月27日開催予定の定時株主総会における承認可決を条件として変更となるもの

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案 1
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 . } (条文省略)</p> <p>8 .</p> <p>9 . コンピューター、通信機器、ガス器具、冷暖房器具の<u>販売および賃貸</u></p> <p>10 . } (条文省略)</p> <p>11 . (新 設)</p> <p>12 . 前各号に附帯する一切の事業</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 . } (現行どおり)</p> <p>8 .</p> <p>9 . コンピューター、<u>電子機器、通信機器、ガス器具、冷暖房器具の企画、開発、販売、賃貸、保守管理およびコンサルティング業務</u></p> <p>10 . } (現行どおり)</p> <p>11 .</p> <p>12 . <u>環境整備およびエネルギー対策に関する調査、企画、設備機器の販売、賃貸、保守管理およびコンサルティング業務</u></p> <p>13 . 前各号に附帯する一切の事業</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>1 . <u>取締役会</u></p> <p>2 . <u>監査役</u></p> <p>3 . <u>監査役会</u></p> <p>4 . <u>会計監査人</u></p>

現 行 定 款	変 更 案 1
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> ただし、<u>電子公告によることができない事故</u> <u>その他のやむを得ない事由が生じたときは、</u> <u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(会社が発行する株式の総数と種類)</p> <p>第5条 当社が<u>発行する株式の総数</u>は、20億6,000万株とし、このうち20億株は普通株式、3,000万株はA種優先株式、3,000万株はB種優先株式とする。<u>ただし、普通株式につき消却があった場合および優先株式につき消却若しくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第5条の2 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第6条 当社の1単元の株式の数は、全ての種類の株式につき100株とする。</p> <p>2.当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> ただし、<u>事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数と種類)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、20億6,000万株とし、このうち20億株は普通株式、3,000万株はA種優先株式、3,000万株はB種優先株式とする。</p> <p><u>2.当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、全ての種類の株式につき100株とする。</p> <p>2.当社は、<u>第6条第2項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u> ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>

現 行 定 款	変 更 案 1
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 . <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し</u>、これを公告する。</p> <p>3 . 当社の株主名簿等および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の手續、单元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類ならびに株式の<u>名義書換、株券喪失登録の手續、单元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 . <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め</u>、これを公告する。</p> <p>3 . 当社の株主名簿 (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>) <u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案 1
<p>第2章の2 優先株式</p> <p>第9条の2 (条文省略)</p> <p>(A種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第27条に定める利益配当を行うときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録質権者(以下「A種登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株の払込金相当額に100分の4を乗じた金額を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金(以下「A種優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該営業年度において、本条第2項に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、当該A種優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>(2) ある営業年度において、A種優先株主またはA種登録質権者に対して支払う利益配当金の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>(3) A種優先株主またはA種登録質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。</p> <p>(A種優先中間配当金)</p> <p>2. 当社は、第28条に定める中間配当を行うときは、A種優先株主またはA種登録質権者に対し普通株主または普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき各営業年度におけるA種優先配当金の2分の1の額の金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を上限として支払う。</p>	<p>第2章の2 優先株式</p> <p>第12条の2 (現行どおり)</p> <p>(A種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第41条に定める剰余金の配当を行うときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株の払込金相当額に100分の4を乗じた金額を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当(以下「A種優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において、本条第2項に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、当該A種優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>(2) 当社は、ある事業年度におけるA種優先株主またはA種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の総額が前項に定めるA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>(3) 当社は、A種優先株主またはA種登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。</p> <p>(A種優先中間配当金)</p> <p>2. 当社は、第42条に定める剰余金の配当を行うときは、A種優先株主またはA種登録株式質権者に対し普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき各事業年度におけるA種優先配当金の2分の1の額の金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を上限として配当を行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案 1
<p>(残余財産の分配)</p> <p>3 . 当社の残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株の払込金相当額を限度として支払う。</p> <p>(2) A種優先株主またはA種登録質権者に対しては、前記分配のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(議決権)</p> <p>4 . A種優先株主は議決権を有しない。ただし、A種優先株主は、平成17年4月1日以降に開催される定時株主総会において、3期連続してA種優先配当金<u>を受ける</u>旨の決議が行われなかったときは、その最後の定時株主総会の終結の時よりA種優先配当金<u>を受ける</u>旨の決議あるときまで議決権を有する。</p> <p>(強制償還)</p> <p>5 . 当社は、A種優先株主の転換請求権が発生する日の前日まで、いつでもA種優先株主またはA種登録質権者の意思にかかわらず、A種優先株式の全部または一部を償還することができる。</p> <p>(2) 一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。</p>	<p>(残余財産の分配)</p> <p>3 . 当社の残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株の払込金相当額を限度として支払う。</p> <p>(2) A種優先株主またはA種登録株式質権者に対しては、前記分配のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(議決権)</p> <p>4 . A種優先株主は議決権を有しない。ただし、A種優先株主は、平成17年4月1日以降に開催される定時株主総会において、3事業年度連続してA種優先配当金<u>の配当を行う</u>旨の決議が行われなかったときは、その最後の事業年度に係る定時株主総会の終結の時よりA種優先配当金<u>の配当を行う</u>旨の決議あるときまで議決権を有する。</p> <p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>5 . 当社は、A種優先株主の普通株式を対価とする取得請求権が発生する日の前日まで、いつでもA種優先株主またはA種登録株式質権者の意思にかかわらず、A種優先株式の全部または一部を<u>取得</u>することができる。</p> <p>(2) 一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案 1
<p>(3) <u>償還価額は</u>、1株につきA種優先株式1株の払込金相当額に100分の107を乗じた金額とする。ただし、<u>償還日の属する営業年度におけるA種優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）</u>から、当該<u>営業年度</u>においてA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を加算する。</p> <p>（償還請求権）</p> <p>6．A種優先株主は、当社の前営業年度の利益処分計算書における「<u>当期末処分利益</u>」が50億円を超えている場合、平成20年10月1日から平成20年10月31日までの期間（以下「<u>A種償還請求可能期間</u>」という。）において、「<u>当期末処分利益</u>」の50%から、当社が、当該<u>営業年度</u>において、その発行している優先株式の強制償還をすでに行ったか、行う決定を行った分の価額の合計額を控除した額を限度として、A種優先株式の全部または一部の<u>償還</u>を請求することができ、当社は、A種<u>償還請求可能期間満了</u>の日から1か月以内に、法令の定めに従い、<u>償還手続き</u>を行うものとする。</p> <p>(2) 前記限度額を超えてA種優先株主からの<u>償還請求</u>があった場合、<u>償還の順位</u>は、A種<u>償還請求可能期間経過後</u>において実施する抽選その他の方法により決定する。</p>	<p>(3) <u>取得価額は</u>、1株につきA種優先株式1株の払込金相当額に100分の107を乗じた金額とする。ただし、<u>取得日の属する事業年度におけるA種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）</u>から、当該<u>事業年度</u>においてA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を加算する。</p> <p>（金銭を対価とする取得請求権）</p> <p>6．A種優先株主は、当社の前事業年度の株主資本等変動計算書における「<u>繰越利益剰余金</u>」の<u>当期末残高</u>が50億円を超えている場合、平成20年10月1日から平成20年10月31日までの期間（以下「<u>A種金銭を対価とする取得請求可能期間</u>」という。）において、「<u>繰越利益剰余金</u>」の<u>当期末残高</u>の50%から、当社が、当該<u>事業年度</u>において、その発行している優先株式の<u>金銭を対価とする取得</u>をすでに行ったか、行う決定を行った分の価額の合計額を控除した額を限度として、A種優先株式の全部または一部の<u>金銭を対価とする取得</u>を請求することができ、当社は、A種<u>金銭を対価とする取得請求可能期間満了</u>の日から1か月以内に、法令の定めに従い、<u>取得手続き</u>を行うものとする。</p> <p>(2) 前記限度額を超えてA種優先株主からの<u>金銭を対価とする取得請求</u>があった場合、<u>金銭を対価とする取得の順位</u>は、A種<u>金銭を対価とする取得請求可能期間経過後</u>において実施する抽選その他の方法により決定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案 1
<p>(3) <u>償還</u>価額は、1株につきA種優先株式1株の払込金相当額に100分の107を乗じた金額とする。ただし、<u>償還</u>日の属する営業年度におけるA種優先配当金の額を<u>償還</u>日の属する営業年度の初日から<u>償還</u>日までの日数(初日および<u>償還</u>日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)から、当該営業年度においてA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を加算する。</p> <p>(<u>転換</u>予約権)</p> <p>7. A種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める<u>転換</u>を請求し得べき期間中、当該決議で定める<u>転換</u>の条件でA種優先株式の普通株式への<u>転換</u>を請求することができる。</p>	<p>(3) <u>取得</u>価額は、1株につきA種優先株式1株の払込金相当額に100分の107を乗じた金額とする。ただし、<u>金銭</u>を対価とする<u>取得</u>日の属する事業年度におけるA種優先配当金の額を<u>金銭</u>を対価とする<u>取得</u>日の属する事業年度の初日から<u>金銭</u>を対価とする<u>取得</u>日までの日数(初日および<u>金銭</u>を対価とする<u>取得</u>日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)から、当該事業年度においてA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を加算する。</p> <p>(<u>普通</u>株式を対価とする取得請求権)</p> <p>7. A種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める<u>普通</u>株式を対価とする<u>取得</u>を請求し得べき期間中、当該決議で定める<u>普通</u>株式を対価とする<u>取得</u>の条件で、普通株式の<u>取得</u>を請求することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案 1
<p>(一斉転換)</p> <p>8. <u>転換</u>を請求し得べき期間中に<u>転換</u>請求のなかったA種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下本項において「一斉転換日」という。)をもって、A種優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。この場合、当該平均値がA種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める上限転換価額を上回るとき、または当該取締役会の決議で定める下限転換価額を下回るときは、A種優先株式1株の払込金相当額を の場合当該上限転換価額で、 の場合当該下限転換価額で、除して得られる数の普通株式となる。前記の普通株式の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、<u>商法</u>の定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</p> <p>(株式の併合または分割、<u>新株引受権</u>等)</p> <p>9. (条文省略)</p> <p>(2) 当社はA種優先株主には、<u>新株の引受権</u>または<u>新株予約権</u>若しくは<u>新株予約権付社債の引受権</u>を与えない。</p> <p>(A種優先配当金の除斥期間)</p> <p>10. 第29条の規定は、A種優先配当金およびA種優先中間配当金の支払いについて、これを準用する。</p>	<p>(普通株式を対価とする取得条項)</p> <p>8. <u>普通株式を対価とする取得</u>を請求し得べき期間中に<u>当該取得</u>請求のなかったA種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下本項において「一斉取得日」という。)をもって、A種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。この場合、当該平均値がA種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める上限取得価額を上回るとき、または当該取締役会の決議で定める下限取得価額を下回るときは、A種優先株式1株の払込金相当額を の場合当該上限取得価額で、 の場合当該下限取得価額で、除して得られる数の普通株式となる。前記の普通株式の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、<u>法令</u>の定める株式併合の場合に準じてこれを<u>取り扱</u>う。</p> <p>(株式の併合または分割、<u>募集株式の割当て</u>を受ける権利等)</p> <p>9. (現行どおり)</p> <p>(2) 当社はA種優先株主には、<u>募集株式の割当て</u>を受ける権利または<u>募集新株予約権の割当て</u>を受ける権利若しくは<u>新株予約権付社債の割当て</u>を受ける権利を与えない。</p> <p>(A種優先配当金の除斥期間)</p> <p>10. 第43条の規定は、A種優先配当金およびA種優先中間配当金の支払いについて、これを準用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案 1
<p>第9条の3 (条文省略)</p> <p>(B種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第27条に定める利益配当を行うときは、B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)またはB種優先株式の登録質権者(以下「B種登録質権者」という。)に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、B種優先株式1株の払込金相当額に100分の5を乗じた金額を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金(以下「B種優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該営業年度において、本条第2項に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、当該B種優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>(2) ある営業年度において、B種優先株主またはB種登録質権者に対して支払う利益配当金の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>(3) B種優先株主またはB種登録質権者に対しては、B種優先配当金を超えて配当は行わない。</p> <p>(B種優先中間配当金)</p> <p>2. 当社は、第28条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主またはB種登録質権者に対し普通株主または普通登録質権者に先立ち、B種優先株式1株につき各営業年度におけるB種優先配当金の2分の1の額の金銭(以下「B種優先中間配当金」という。)を上限として支払う。</p>	<p>第12条の3 (現行どおり)</p> <p>(B種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第41条に定める剰余金の配当を行うときは、B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)またはB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種登録株式質権者」という。)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株の払込金相当額に100分の5を乗じた金額を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当(以下「B種優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において、本条第2項に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、当該B種優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>(2) 当社は、ある事業年度におけるB種優先株主またはB種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の総額が前項に定めるB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>(3) 当社は、B種優先株主またはB種登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。</p> <p>(B種優先中間配当金)</p> <p>2. 当社は、第42条に定める剰余金の配当を行うときは、B種優先株主またはB種登録株式質権者に対し普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき各事業年度におけるB種優先配当金の2分の1の額の金銭(以下「B種優先中間配当金」という。)を上限として配当を行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案 1
<p>(強制償還)</p> <p>3. 当社は、全てのA種優先株式が償還された後は、B種優先株主の転換請求権が発生する日の前日まで、いつでもB種優先株主またはB種登録質権者の意思にかかわらず、B種優先株式の全部または一部を償還することができる。ただし、平成22年10月1日より平成25年9月30日までは、A種優先株式の未償還残高にかかわらずB種優先株式の全部または一部を償還することができる。</p> <p>(2) 一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。</p> <p>(3) 償還価額は、1株につきB種優先株式1株の払込金相当額に100分の107を乗じた金額とする。ただし、償還日の属する営業年度におけるB種優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数(初日および償還日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)から、当該営業年度においてB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を加算する。</p>	<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>3. 当社は、全てのA種優先株式を取得した後は、B種優先株主の普通株式を対価とする取得請求権が発生する日の前日まで、いつでもB種優先株主またはB種登録株式質権者の意思にかかわらず、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、平成22年10月1日より平成25年9月30日までは、A種優先株式の未取得残高にかかわらずB種優先株式の全部または一部を取得することができる。</p> <p>(2) 一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。</p> <p>(3) 取得価額は、1株につきB種優先株式1株の払込金相当額に100分の107を乗じた金額とする。ただし、取得日の属する事業年度におけるB種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)から、当該事業年度においてB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を加算する。</p>

現 行 定 款	変 更 案 1
<p>(償還請求権)</p> <p>4. B種優先株主は、当社の前営業年度の利益処分計算書における「<u>当期末処分利益</u>」が50億円を超えている場合、平成23年10月1日から平成23年10月31日までの期間(以下「<u>B種償還請求可能期間</u>」という。)において、「<u>当期末処分利益</u>」の50%から、当社が、当該営業年度において、その発行している優先株式の<u>強制償還</u>をすでに行ったか、行う決定を行った分の価額の合計額を控除した額を限度として、B種優先株式の全部または一部の<u>償還</u>を請求することができ、当社は、B種<u>償還請求可能期間</u>満了の日から1か月以内に、法令の定めに従い、<u>償還</u>手続きを行うものとする。</p> <p>(2) 前記限度額を超えてB種優先株主からの<u>償還請求</u>があった場合、<u>償還</u>の順位は、B種<u>償還請求可能期間</u>経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。</p> <p>(3) <u>償還</u>価額は、1株につきB種優先株式1株の払込金相当額に100分の107を乗じた金額とする。ただし、<u>償還</u>日の属する営業年度におけるB種優先配当金の額を<u>償還</u>日の属する営業年度の初日から<u>償還</u>日までの日数(初日および<u>償還</u>日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)から、当該営業年度においてB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を加算する。</p>	<p>(<u>金銭を対価とする取得請求権</u>)</p> <p>4. B種優先株主は、当社の前事業年度の株主資本等変動計算書における「<u>繰越利益剰余金</u>」の<u>当期末残高</u>が50億円を超えている場合、平成23年10月1日から平成23年10月31日までの期間(以下「<u>B種金銭を対価とする取得請求可能期間</u>」という。)において、「<u>繰越利益剰余金</u>」の<u>当期末残高</u>の50%から、当社が、当該事業年度において、その発行している優先株式の<u>金銭を対価とする取得</u>をすでに行ったか、行う決定を行った分の価額の合計額を控除した額を限度として、B種優先株式の全部または一部の<u>金銭を対価とする取得</u>を請求することができ、当社は、B種<u>金銭を対価とする取得請求可能期間</u>満了の日から1か月以内に、法令の定めに従い、<u>取得</u>手続きを行うものとする。</p> <p>(2) 前記限度額を超えてB種優先株主からの<u>金銭を対価とする取得請求</u>があった場合、<u>金銭を対価とする取得</u>の順位は、B種<u>金銭を対価とする取得請求可能期間</u>経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。</p> <p>(3) <u>取得</u>価額は、1株につきB種優先株式1株の払込金相当額に100分の107を乗じた金額とする。ただし、<u>金銭を対価とする取得</u>日の属する事業年度におけるB種優先配当金の額を<u>金銭を対価とする取得</u>日の属する事業年度の初日から<u>金銭を対価とする取得</u>日までの日数(初日および<u>金銭を対価とする取得</u>日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)から、当該事業年度においてB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を加算する。</p>

現 行 定 款	変 更 案 1
<p>(準用規定)</p> <p>5. 第9条の2第3項(残余財産の分配) 第4項(議決権) 第7項(転換予約権) 第8項(一斉転換) 第9項(株式の併合または分割、新株引受権等) および第10項(A種優先配当金の除斥期間)の規定は、B種優先株式にこれを準用する。この場合において、「A種優先株式」とあるのは「B種優先株式」と、「A種優先株主」とあるのは「B種優先株主」と、「A種登録質権者」とあるのは「B種登録質権者」と、「A種優先配当金」とあるのは「B種優先配当金」と、「A種優先中間配当金」とあるのは「B種優先中間配当金」と読み替えるものとする。</p> <p>第9条の4 (条文省略)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第9条の5 第7条(基準日) 第11条(招集権者および議長) 第12条(決議の方法) 第13条(議決権の代理行使) 第14条(議事録)の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>第3章 株 主 総 会 (招集の時期)</p> <p>第10条 (条文省略)</p>	<p>(準用規定)</p> <p>5. 第12条の2第3項(残余財産の分配) 第4項(議決権) 第7項(普通株式を対価とする取得請求権) 第8項(普通株式を対価とする取得条項) 第9項(株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等) および第10項(A種優先配当金の除斥期間)の規定は、B種優先株式にこれを準用する。この場合において、「A種優先株式」とあるのは「B種優先株式」と、「A種優先株主」とあるのは「B種優先株主」と、「A種登録株式質権者」とあるのは「B種登録株式質権者」と、「A種優先配当金」とあるのは「B種優先配当金」と、「A種優先中間配当金」とあるのは「B種優先中間配当金」と読み替えるものとする。</p> <p>第12条の4 (現行どおり)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第12条の5 第13条(招集) 第14条(定時株主総会の基準日) 第15条(招集権者および議長) 第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条(決議の方法) 第18条(議決権の代理行使)の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>第3章 株 主 総 会 (招 集)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案 1
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. 商法の第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会<u>毎</u>に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会<u>ごと</u>に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案 1
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第14条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(議決権の不統一行使)</p> <p><u>第19条 議決権の不統一行使を行うときは、株主総会の会日の3日前までに当会社に書面で通知しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案 1
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第18条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により、</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第19条 <u>取締役会の招集通知は、会日の5日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 <u>取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>第20条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案 1
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第20条の2 当社は、<u>商法第266条第12項、同条第17項および同条第18項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第23条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案 1
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第24条 監査役会の招集通知は、会日の5日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第25条の2 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第37条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第38条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案 1
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第6章 計 算 (営業年度)</p> <p>第26条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p style="text-align: center;">(利益配当金)</p> <p>第27条 <u>利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p style="text-align: center;">(中間配当)</p> <p>第28条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下「中間配当」という。)</u>を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(配当金の除斥期間)</p> <p>第29条 <u>利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(報酬等)</p> <p>第39条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計 算 (事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(中間配当)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(配当金の除斥期間)</p> <p>第43条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

【変更案2】平成18年6月27日開催予定の定時株主総会に付議する「資本減少について」および「株式併合について」の承認可決と、その効力発生(平成18年8月4日予定)を条件として変更となるもの

(下線は変更部分を示す。)

変 更 案 1	変 更 案 2
<p>(発行可能株式総数と種類)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>20億6,000万株</u>とし、このうち<u>20億株</u>は普通株式、<u>3,000万株</u>はA種優先株式、<u>3,000万株</u>はB種優先株式とする。</p>	<p>(発行可能株式総数と種類)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>4億6,000万株</u>とし、このうち<u>4億株</u>は普通株式、<u>3,000万株</u>はA種優先株式、<u>3,000万株</u>はB種優先株式とする。</p>
<p>2. (条文省略)</p>	<p>2. (変更案1のとおり)</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、全ての種類の株式につき<u>100株</u>とする。</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、全ての種類の株式につき<u>10株</u>とする。</p>
<p>2. (条文省略)</p>	<p>2. (変更案1のとおり)</p>
<p>(A種優先株式)</p>	<p>(A種優先株式)</p>
<p>第12条の2</p>	<p>第12条の2</p>
<p>(金銭を対価とする取得条項)</p>	<p>(金銭を対価とする取得条項)</p>
<p>5.当社は、A種優先株主の普通株式を対価とする取得請求権が発生する日の前日まで、いつでもA種優先株主またはA種登録株式質権者の意思にかかわらず、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。</p>	<p>5.当社は、<u>平成18年6月27日開催の株主総会に付議する資本減少の効力が発生することを条件として、平成18年10月1日をもって、A種優先株主またはA種登録株式質権者の意思にかかわらず、A種優先株式の全部を取得する。ただし、法令の条件を充たせない場合は、A種優先株主の普通株式を対価とする取得請求権が発生する日の前日まで、いつでもA種優先株主またはA種登録株式質権者の意思にかかわらず、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。</u></p>
<p>(2) (条文省略)</p>	<p>(2) (変更案1のとおり)</p>
<p>(3) (条文省略)</p>	<p>(3) (変更案1のとおり)</p>

変 更 案 1	変 更 案 2
<p>(B 種優先株式)</p> <p>第12条の3</p> <p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>3 . 当社は、全ての A 種優先株式を取得した後は、 B 種優先株主の普通株式を対価とする取得請求権が発生する日の前日まで、いつでも B 種優先株主または B 種登録株式質権者の意思にかかわらず、 B 種優先株式の全部または一部を取得することができる。 <u>ただし</u>、平成 2 2 年 1 0 月 1 日より平成 2 5 年 9 月 3 0 日までは、 A 種優先株式の未取得残高にかかわらず B 種優先株式の全部または一部を取得することができる。</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(B 種優先株式)</p> <p>第12条の3</p> <p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>3 . 当社は、全ての A 種優先株式を取得した後は、 <u>平成 1 8 年 6 月 2 7 日開催の株主総会に付議する資本減少の効力が発生することを条件として、平成 1 8 年 1 0 月 1 日をもって、 B 種優先株主または B 種登録株式質権者の意思にかかわらず、 B 種優先株式の全部を取得する。ただし、法令の条件を充たせない場合は、 B 種優先株主の普通株式を対価とする取得請求権が発生する日の前日まで、いつでも B 種優先株主または B 種登録株式質権者の意思にかかわらず、 B 種優先株式の全部または一部を取得することができる。 <u>なお</u>、平成 2 2 年 1 0 月 1 日より平成 2 5 年 9 月 3 0 日までは、 A 種優先株式の未取得残高にかかわらず B 種優先株式の全部または一部を取得することができる。</u></p> <p>(2) (変更案 1 のとおり)</p> <p>(3) (変更案 1 のとおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 . <u>第 6 条の普通株式の発行可能株式総数および第 8 条の変更は株式併合および単元株式数の変更の効力が発生した日に、第 1 2 条の 2 第 5 項および第 1 2 条の 3 第 3 項の変更は資本減少の効力が発生した日に、効力を発する。 <u>なお、本附則は効力発生時期経過後これを削除する。</u></u></p>

【変更案3】平成18年6月27日開催予定の定時株主総会に付議する「資本減少について」の承認可決と、優先株式の取得条件を充たした後、取締役会決議を経て優先株式の全株式の消却の効力発生（平成18年10月1日予定）を条件として変更となるもの

（下線は変更部分を示す。）

変 更 案 2	変 更 案 3
<p>（発行可能株式総数と種類）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>4億6,000万株とし、このうち4億株は普通株式、3,000万株はA種優先株式、3,000万株はB種優先株式とする。</u></p> <p>2. （条文省略）</p> <p>（単元株式数および単元未満株券の不発行）</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>全ての種類の株式につき10株とする。</u></p> <p>2. （条文省略）</p> <p><u>第2章の2 優先株式</u></p> <p><u>第12条の2</u></p> <p>） （条文省略）</p> <p><u>第12条の5</u></p> <p>附 則</p> <p>1. （条文省略） （新 設）</p>	<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、4億株とする。</p> <p>2. （変更案2のとおり）</p> <p>（単元株式数および単元未満株券の不発行）</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、10株とする。</p> <p>2. （変更案2のとおり）</p> <p>（削 除）</p> <p>附 則</p> <p>1. （変更案2のとおり）</p> <p>2. <u>第6条、第8条の優先株式に係る変更および第2章の2第12条の2から第12条の5の削除は、優先株式を消却した日に、効力を発する。なお、本附則は効力発生時期経過後これを削除する。</u></p>